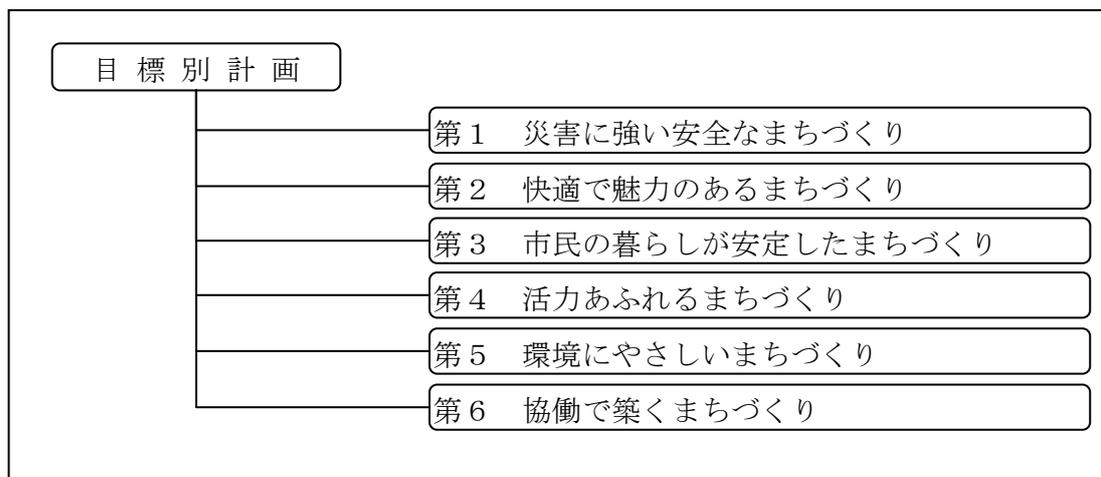


第3章 まちづくりの目標別計画の推進



第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 1	市民の生命、財産を守る新たな津波防災施設の整備を促進する。
----------	-------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、高田松原第1線堤、第2線堤をはじめとする防潮堤、河川水門、河川堤防、離岸堤、海岸防災林（防潮林、飛砂防止林）などの海岸保全施設は壊滅的な被害を受けました。また、多くの避難所も被災し、避難路も避難車両等で渋滞し、十分な機能を発揮できませんでした。
- この恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、ふたたび人命や財産が失われることのない防災施設の整備が求められます。
- また、ハード整備のみに頼らない、「海岸保全施設」「まちづくり」「ソフト対策」を適切に組み合わせたまちづくりを展開することで、総合的な視点からの減災を推進していきます。
- 堤防の決壊、庁舎の全壊により津波観測装置が全壊したことから、いち早く潮位変動を把握するため、津波観測装置等の再構築が必要となりますが、海岸施設の復旧に併せ、設置場所等について検討する必要があります。

復興のための施策

- 防潮堤等整備の促進
 - 市民の生命や財産を守るとともに、市街地土地利用の可能性を広げる防潮堤及び水門、海岸防災林の整備を促進します。
- 河川堤防改修整備の促進
 - 気仙川への津波の溯上を防ぐため、気仙川河口部等の水門整備を県等と連携、調整を図りながら進めるとともに、川原川、浜田川、小泉川の改修整備を促進します。
- 緊急避難路等の整備

- ・ 市民が安全かつ適切に避難できるよう、海岸部の避難路、高台の待避所となる防災公園等を整備します。
- 4 津波監視施設の整備
- ・ 防潮堤施設の整備に合わせ、津波遠隔監視装置等の整備を推進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 防潮堤整備事業 (H24～)
- ・ 水門整備事業 (H24～)
- ・ 河川堤防等改修事業 (H24～)
- ・ 津波遠隔監視装置復旧事業 (H24～H29)
 - ・ 緊急避難路、防災公園整備事業 (H25～)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 2

大津波災害を想定した新たな防災計画を検討構築する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 防災計画にあった避難所、地区本部が浸水したことにより、非常時のマニュアルが機能しなくなったことから、現計画の見直しに合わせ、地区ごとの避難経路、避難場所を検討し、非常時のマニュアル等を作成する必要があります。

復興のための施策

1 防災計画の整備

- ・ 国、県の指針に沿い、現計画を見直し、大津波災害を想定した防災、減災の計画作りを進めます。

2 防災生活圏の形成

- ・ 新しい地区コミュニティ単位に防災生活圏を形成し、市の地区本部と連携し、地区の特性を勘案した避難計画を策定します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 地域防災計画改訂事業 (H23～H24)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 3	大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する。
----------	----------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波災害では、想定した避難所及び地区本部までも被災した箇所があり、民間施設への長期避難を余儀なくされたほか、災害発生時直後から孤立する地区が生じました。
- 想定をはるかに超える大津波来襲により、避難誘導中の消防団員に多くの犠牲者を出したことの対策を講じなければなりません。
- 災害により全壊した防災行政無線親局等の応急復旧を図るとともに、多面的な通信手段の確保を図る必要があります。
- 消防施設においては被災区域外への建設が必須とされる場所ですが、平坦な土地が少ないため、消防施設建設用地の確保が困難となっています。
- コミュニティの再編を含めた復興計画に合わせ、町ごとの防災拠点施設を整備する必要があります。
- 災害により、通信事業者が持つ情報網が寸断されたことから、災害に強い情報インフラを整備する必要があります。

復興のための施策

- 避難時の防災体制の整備
 - 大津波による災害直後を想定した救援・救護活動体制は、活動する消防団員等の安全を最優先とした地域防災計画・消防計画とし、併せてメンタルヘルスケアの整備を図ります。
- 消防防災センターの整備
 - 消防庁舎を高台へ建設し、災害時に迅速な対応がとれる消防救急体制を確立します。(消防庁舎敷地内へのヘリポート及び多機能駐車場、防災センターの併設)
 - 大規模災害等に対する訓練の実施が必要とされることから、独立した訓練棟を建設し、各種災害に対応できる訓練環境を整備します。また、消防庁舎に消防団の訓練場を併設し、消防団員の安全管理対策及び各種災害に対応できる環境を整備します。
- 消防救急通信指令設備の整備
 - 消防救急デジタル無線及び消防指令センター設備を整備し、緊急時における市内全域への通信手段を確保します。
- 消防屯所の建設
 - 今後の活動範囲を再検討するとともに、被災した消防屯所を被災区域外へ建設し、予防活動、災害発生時の拠点として活用します。
- 防災情報施設の整備
 - 防災行政無線を再整備するとともに、臨時災害放送局の整備等、多面的な非常時の通信手段の構築を図ります。
- 広域防災拠点の整備
 - 災害時において、物資受入、集配、応急要員の集積、宿泊、被災者用物資、資機材

の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備します。

7 災害に強い情報通信インフラの整備促進

- ・ 災害時でも通信手段が確保できるよう、多様な情報通信技術を活用した多重的な設備やシステムを構築するよう通信事業者に対して要望していきます。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 消防庁舎等建設事業（H23～H 25）
- ・ 消防救急通信設備整備事業（H23～H 25）
- ・ 消防屯所建設事業（H23～H 25）
- ・ 防災行政無線復旧事業（H23～H 24）
 - ・（仮称）広域防災拠点整備事業（H24～H 29）

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 4

地域の防災組織育成と防災意識の向上を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により街ごと壊滅的な被害を受けた地域も多くあり、これまでの単位でのコミュニティ活動の継続が困難になったため、コミュニティの再編にあわせた新しい単位での自主防災組織の育成が急務となっています。
- ・ 今回の規模の大津波を防潮堤等の保全施設のみで防ぐのは限界があり、「ハード整備」だけでなく、「まちづくり」「ソフト対策」を総合的に組み合わせたまちづくりが求められています。
- ・ たとえ津波が押し寄せてきても、上層階に避難した住民や財産を守るべく、堅固な建築物への誘導・支援が必要です。
- ・ 次世代への教訓とするため、大震災の検証を行い、津波の規模や発災後の活動状況を記録することが必要です。

復興のための施策

1 地域防災組織の育成支援

- ・ 復興計画に合わせて再編されたコミュニティ単位、集落単位、仮設住宅単位での自主防災組織の育成を支援します。

2 防災知識の普及啓発

- ・ 大津波災害を想定した防災訓練を実施するとともに、避難行動等の徹底を図ります。

3 津波に強い建築物の誘導・支援

- ・ 津波に強い建築物の整備を推進するべく、支援・誘導を行います。

4 大震災の記録作成

- ・ 大震災の記録を収集保存します。

主要事業



- ・ 自主防災組織育成支援事業 (H23~)
 - ・ 建築物誘導、支援事業 (H24~)
- ・ [大震災記録収集保存事業 \(H23~\)](#)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策5	災害に強い道づくり
---------	-----------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災により浸水区域の道路は壊滅的な被害を受け、道路高も平均80cm程沈下しており、従前の道路網を見直す必要があります。そのため、新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

復興のための施策

- 1 減災に寄与する道路整備
 - ・ 幹線道路へアクセスするための縦断道を整備します。
- 2 新生“陸前高田”の道路ネットワークの整備
 - ・ 新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

主要事業



- ・ [復興道路整備事業 \(H23~\)](#) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 1	市民の安全と利便性に配慮した、持続的な都市活動を支える良好な新市街地を形成する。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 市内約1,300haの浸水をもたらした東日本大震災の津波は、市街地のみならず、漁港施設、農地農業用施設などに大規模な被害を与えました。
- ・ 復興に向けては、従前の土地利用を見直すとともに、都市の活性化に繋がる新市街地の形成が不可欠です。

復興のための施策

- 1 土地利用再編計画の策定
 - ・ 従前の土地利用を見直し、新しい本市の中心市街地として相応しい土地利用の検討を行います。
- 2 新市街地ゾーンの整備、交流ゾーンの形成
 - ・ 市街地の復興と防災性に優れた整備を図るとともに、交流ゾーンの形成による賑わいのある新しい市街地の整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 土地利用再編計画策定事業 (H23~H25) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 電線地中化整備事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 2	地域の特色ある歴史的・文化的な魅力や特性を活かしたまちづくりを推進する。
----------	--------------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」・「地区コミュニティ別居住地域の再生」の再掲

復興のための施策

- 1 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生
 - ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」(再掲)
- 2 地区コミュニティ別居住地域の再生
 - ・ ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」(再掲)

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・被災市街地復興土地区画整理事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・電線地中化整備事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・防災集団移転促進事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・漁業集落防災機能強化事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・被災住宅移転等再建支援事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策3

風光明媚な高田らしい美しいまちの景観や空間を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- ・本市のシンボルだった高田松原をはじめ、本市が誇る美しい景観や公園が大震災により失われ、市民が誇りとする名勝高田松原は流失し、「一本松」のみが残る被害を受けました。本市の復興には、風光明媚な陸前高田らしい景観や空間の形成が不可欠です。
- ・ また、この大津波災害を後世に伝えるとともに、市民が愛着・誇りを持てる高田松原海岸や公園・緑地を再生し、市民に愛される安全な防災公園・緑地の整備も重要です。

復興のための施策

- 1 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成
 - ・ ※重点計画「高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成」（再掲）
- 2 緑の帯でつなぎ、囲む景観づくり
 - ・ ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・国営等公園整備事業（H23～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
 - ・ 海岸防災林等海岸整備事業（H26～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
- ・メモリアルグリーンベルト創出事業（H24～） ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策4

安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を支える道路交通網の整備を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・被災時には、避難車両が特定路線に集中し、多くの市民の避難活動の支障となりました

た。復興においては、尊い人命がふたたび失われることがないように、円滑な避難活動を支えるとともに、都市の活力を高める道路網の整備が必要です。

復興のための施策

1 三陸縦貫自動車道の整備促進

- 本市の発展に大きく貢献する三陸縦貫自動車道の市内区間全線早期供用を目指して、現在計画区間である唐桑北～陸前高田区間の整備を促進するとともに、[今泉地区の避難用出入口](#)、長部地区へのインターチェンジの整備を促進します。

2 防災道路網の整備

- 都市活動を支えるとともに、被災時の円滑な避難を確保する防災道路網を整備します。

3 橋梁の整備促進

- 気仙川上流への（仮称）今泉大橋の新設及び姉齒橋、気仙大橋の復旧整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 三陸縦貫自動車道整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 防災道路網整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 橋梁整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策5

旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- JR大船渡線は、下矢作地区から大船渡市境において、路線及び駅舎が壊滅的な被害を受けました。また、路線バス事業者においてもバスターミナル及び車両を流出しています。これからの高齢社会では、公共交通は市民の足としてこれまで以上に重要な役割を担うことになることから、復興の段階に合わせて公共交通体系を再整備する必要があります。
- 本市が復興後においても社会情勢の変化に適応し、持続的発展を続けていくためには、旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境の形成が必要です。

復興のための施策

1 公共交通体系の復旧と再整備の促進

- JR大船渡線は、新しい市街地や居住地域に対応した早期復旧及び気仙沼駅・陸前

矢作駅間の早期開通を要請していきます。

- 復興の段階に合わせて、新たな陸前高田市の都市構造に適応した、持続可能な公共交通体系の再整備を促進します。
- 2 駅前広場及び交流館の整備
- 公共交通機能の中心地点として、駅前広場を整備するとともに、住民・観光客が憩いの場として利用できるターミナル施設を建設します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- JR大船渡線復旧整備促進事業（H24～）
- 公共交通体系調査・整備事業（H24～）
- バスターミナル整備促進事業（H24～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 1	安全で恒久的な住宅の確保を促進する。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災により、被災世帯は約4,000世帯あり、仮設住宅への市民の要望も高くなっています。仮設住宅の建設については、2,197戸がすでに完成しており、応募状況や内陸部からの転入者数を考慮した建設戸数となっています。
- 災害救助法の規定では、仮設住宅の使用期間は建設後2年以内となっており、また下宿定住促進住宅80戸、馬場前特定公共賃貸住宅16戸の他、市営住宅についても4団地67戸が流出及び損壊するなど、仮設住宅退去後の住宅ストックが不足しています。

復興のための施策

- 災害復興公営住宅等の整備促進
 - 仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。
- ニュータウンの整備・分譲
 - 住宅地の確保のため、ニュータウンの整備を図ります。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- 災害復興公営住宅等整備事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業 (H23~)
 - 住宅リフォーム助成事業 (H24~H26)

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 2	災害に強いライフラインの整備を図る。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災による本市の水道施設は、地震による被害はあまり大きくなかったものの、その後発生した大津波により竹駒第1、第2、長部及び矢作水源に海水が流入し、また、当該施設に付随する建物、電気計装設備等、更に市役所内に設置している中央監視室が壊滅的な被害を受けました。
- このことから災害に強い水道施設を構築するため、水源施設を整備するとともに、土地利用計画による現施設の利用も含めた新たな水道施設の整備に取り組む必要があり、本復旧・復興までには相当の年数を要するものと思われます。
- 震災により公共下水道、下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設の汚水処理場が被災し、震災時から市内の全ての集合処理区域で

トイレが使用できない状況が続きました。

- ・ また、合併浄化槽を設置している個別の世帯等でも、上水道及び電気が復旧するまでの間トイレが使用できない状態が続き、市ではいずれも仮設トイレを設置することにより対応してきました。
- ・ 今回の経験を生かし、災害に強い汚水処理施設の整備を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 1 災害に強い水源の整備
 - ・ 地震、津波、洪水等の自然災害に強い水道水源を整備します。
- 2 新たな水道施設の整備
 - ・ 土地利用計画による新たな水道施設を整備します。
- 3 集落排水処理施設等の整備
 - ・ 下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設を復旧するとともに、公共下水道や雨水ポンプ場、都市下水路を再編整備します。
- 4 浄化槽の普及促進
 - ・ 集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及します。
- 5 災害時仮設トイレの備蓄
 - ・ 災害時に対応する仮設トイレの備蓄を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 水道水源整備事業（H23～H27）
- ・ 水道施設整備事業（H23～H27）
- ・ 公共下水道等整備事業（H23～H26）
- ・ 浄化槽設置整備事業（H23～H27）
- ・ 災害時用仮設トイレ備蓄事業（H23～H27）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策3	保健・福祉・介護・医療の総合的なシステムに支えられた市民一人ひとりの居場所・陸前高田市を構築する。
---------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 保育施設の被災状況は、10施設のうち高田・今泉保育所が全壊、竹駒保育園が大規模半壊、広田保育園が半壊となり、高田保育所は旧米崎保育園、今泉保育所は長部保育所との統合、竹駒保育園は隣接の下矢作、横田保育園に分散して保育を行っています。復興にあたっては、被災した施設の復旧にとどまらず、少子化、就学前児童の減少などの動向を踏まえた適正な保育施設の配置が必要とされます。
- ・ 医療機関の被災状況は、11医療（医科）機関のうち9医療機関が被災し、9か所の歯科診療所、9か所の薬局については、全て被災するなど壊滅的な被害を受けました。

現在、仮設により医療業務も開始されていますが、医療機能の充実と災害時にも対応できる医療体制の構築が求められています。

- ・ 大震災で、家族や家屋や仕事を失い、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、こころも身体も厳しい状況のなかであっても、市民は将来的には住み慣れた陸前高田市での生活を望んでいます。陸前高田市を一人ひとりの居場所と感じつつ、子どもから高齢者までが「いのち」を大切に安心して暮らせる、お互いが支え合い、こころや身体の健康を地域全体で保持増進する健康な居場所づくりが求められています。
- ・ 市内の介護サービス施設は、デイサービス2箇所が全壊し、特別養護老人ホーム・老人保健施設・小規模多機能ホーム・デイサービスが地震及び津波の被災を受けましたが、市街地にあったデイサービス1施設以外は復旧しました。今後は、避難所から仮設住宅での生活への環境変化など、生活形態への対応が求められています。特に、ひとり暮らし高齢者や仮設住宅における孤独感などに対する地域包括ケアとした施策を進めていく必要があります。
- ・ 知的、精神障がい者向けグループホーム6カ所、相談支援事業所、地域活動支援センターサテライト、児童デイサービス事業所各1カ所が全壊または流失し、市社会福祉協議会の建物も全壊しました。居住の場を失った利用者に対する福祉住宅の確保と日中活動の場の確保、震災後のストレスケアと障害福祉サービスの充実、共生社会実現に向けた社会意識の創生が求められます。

復興のための施策

- 1 現状と将来の児童数を見越した保育施設の適正な配置
 - ・ 災害復旧と既設補助（保育施設整備事業）を活用した保育施設を整備します。
 - ・ 経営形態の一元化に向けた取り組みを進めます。
- 2 被災による保護者の生活の変化に対応する保育サービスの提供
 - ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育を実施します。
 - ・ 病後児保育を実施します。
- 3 地域一体で復興再建の人材を育むための子育て支援体制の確立
 - ・ 在宅で子育てを行っている保護者への支援の充実を図るため地域子育て支援センターの再建を図るとともに、要保護児童連絡協議会の再構築をめざし、学校、地域と関係機関が協力連携した子ども・子育て支援体制の確立を図ります。
- 4 居場所づくり・健康づくりの推進
 - ・ 一人ひとりが陸前高田市を居場所と感じつつ、生活の質の向上を促進するための、住民同士が主体的に支えあうコミュニティづくりを推進します。
 - ・ 高齢者の介護予防、母子保健交流スペース、その他の疾病予防対策等の活動拠点として、市内各地域に健康づくりミニセンター的機能を持った施設を整備します。
 - ・ 医療・保健・介護・障がいなどの関係機関で包括的な支援サービスを行うための地域包括ケア会議による連携を図ります。
 - ・ 保健・福祉の各種サービスを展開できる専門職のマンパワーを確保します。
- 5 保健事業の再開と推進
 - ・ 健康づくりのための仮設住宅入居者への個別フォローと集団アプローチを展開します。

- ・ 仮設住宅とともに、各地域の実情に合わせた高齢者の居場所づくりの展開や、高齢者見守り体制づくりを推進します。
 - ・ 地域全体でこころのケアを推進する体制を確保します。
 - ・ 健診（検診）の受けやすい体制の構築と、住民の生活に根差した事後指導（保健指導）体制に力点を置いた健康づくりを展開します。
- 6 保健医療福祉集中化エリアの創設
- ・ 県立高田病院、保健福祉総合センター（仮称）、高齢者関連施設等の関係機関の集約化による保健医療福祉総合エリアを創設します。
 - ・ 保健、福祉、地域包括支援センター等が一体となった総合サポート拠点として、保健福祉総合センター（仮称）を設置し、保健、医療、介護、在宅療養、障がい者サービス、介護サービスなど、全てのライフステージについて、包括的に情報共有できる体制を確立します。
- 7 地域包括医療システムの構築
- ・ 市内診療所及び県立高田病院並びに気仙地区（県立大船渡病院や住田地域診療センター）及び岩手県内主要病院との連携を強化します。
 - ・ 診療所が医療の拠点だけでなく、健康づくりの拠点としての整備を検討します。
 - ・ 県立高田病院、市国保診療所、民間診療所、市役所、消防署、警察などと医療の連携体制を強化します。
 - ・ 病院のエリアに隣接して商業施設などをリンクして、住民の利便性が高まるような工夫を行います。
- 8 地域医療施設の整備
- ・ 医療体制の中核となる [県立高田病院の早期建設を促進するとともに](#)、広田診療所を整備します。
 - ・ 個人診療所、歯科診療所建設など、民間医療施設整備の推進を図ります。
 - ・ ドクターヘリ、移送ヘリ、防災ヘリなど離着陸ができるヘリポートを確保していきます。
 - ・ 食糧や応急用・医療用薬剤等の備蓄や調剤薬局との定期的な確認を行いながらの連携体制を構築します。
 - ・ 救急医療体制の整備を促進します。（非常用発電機の常設、他自治体、他地域医療機関等との事前提携と訓練の実施など）
- 9 介護サービスの充実
- ・ 第5期介護保険事業計画（H24～26）により介護サービスの充実を図り、保健・福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアのための中長期的な見通しに立った介護計画を検討・実行します。
 - ・ 仮設住宅での要介護者の生活を援助するため、訪問介護・訪問看護などの在宅サービスや、グループホーム等の施設サービスを充実させます。仮設住宅へのアプローチとして、介護等サポート拠点を整備し、相談員が巡回する形での総合相談事業を行います。
- 10 生活再建への支援
- ・ 市民からの生活再建に関する相談・助言体制を整備し、被災者個々の状況に応じた各種支援制度等の情報提供及び関係機関と連携しながら、きめ細かな相談事業等を実施し、生活再建に向けた支援を推進します。

- 11 高齢者の充実した生活のための施設整備等
 - ・ 高齢者が住みなれた地域で最後まで暮らせるために、また、ひとり暮らし高齢者に対する生活から介護も含めて、地域の中で充実した生活が送れるようなサービス付高齢者向け住宅の整備や高齢者の孤立を防ぐシステムを作ります。
 - ・ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、認知症サポーター養成や介護家族を支援する団体等と協働しながら進めていきます。
- 12 地域福祉活動拠点の整備
 - ・ 市民が相互に助け合いながら復興に向けた活動を進めていく中で、市民のふれあいの場や各種団体等の地域福祉の活動拠点を整備します。
- 13 グループホームの再建と増設および日中活動の場の確保
 - ・ 震災により流失した共同生活援助事業所に代わり、障がい者に対して日常生活上の支援を伴う居住の場を提供します。
 - ・ 被災した作業所等を再建し、引き続き地域移行を推進します。
- 14 保健師と保健推進員の連携によるこころのケアの推進
 - ・ 自殺予防対策の一環として、悩みを抱える人の自殺のサインに気づき、見守るゲートキーパーを養成し、地域でできる支援をしていく体制をつくります。
- 15 震災後の障害福祉ニーズの把握と福祉サービスの向上
 - ・ 震災以前と以後の状況の変化からくる利用者のニーズを把握したうえで、従来のサービス内容を見直し、満足のいくサービスを提供します。また、震災が原因で新たにサービスが必要となった人に対しても適切なサービスを提供します。
- 16 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の推進
 - ・ 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取り扱いを解消し、社会参加を促すとともに、安心・安全で住みやすいまちづくりを推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 高田保育所再建事業（H23～H25）
- ・ 竹駒保育園再建事業（H23～H25）
- ・ 今泉保育所再建事業（H23～H26）
- ・ 広田保育園再建事業（H23～H26）
- ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育、病後児保育等特別保育事業（H24～）
- ・ 地域子育て支援センター拠点施設再建事業（H23～H25）
 - ・ 要保護児童連絡協議会再構築事業（H24～）
- ・ 児童デイサービス（ふれあい教室）拠点施設再建事業（H23～H25）
- ・ 居場所づくり健康づくり推進事業（H23～）
- ・ 保健活動推進事業（H23～）
- ・ 保健医療福祉拠点施設整備事業（H23～） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- ・ 地域医療施設整備事業（H23～）
- ・ 地域包括医療システム構築事業（H23～）
- ・ 地域包括ケア体制整備事業（H23～H26）
- ・ 介護サービス施設整備事業（H23～）

- ・生活再建相談事業（H23～）
 - ・サービス付高齢者向け住宅整備事業（H24～）
- ・仮設住宅等における介護サポート拠点整備事業（H23～H26）
 - ・地域福祉活動拠点整備事業（H25～H26）
- ・社会福祉法人運営等助成事業（H23～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 4	生涯学習の拠点づくりと学習環境の整備充実を図る。
----------	--------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により、全館が水没するとともに、すべての資料が水損した市立図書館、市立博物館のほか、市民のさまざまな学びの場であった中央公民館や市民会館等の喪失等、壊滅的な被害を受けた社会教育に係る機能の回復と、生涯を通じた学びの拠点となる関係施設・事業の再構築を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 社会教育・生涯学習推進に係る方向性の構築
 - ・ 社会教育関係事業推進に係る情報共有及び方向性に係る協議検討を行います。
- 2 生涯学習の推進
 - ・ 生涯学習に係る意識の啓発及び学習活動を支援します。
- 3 社会教育の推進
 - ・ 生涯各期における教育事業を充実します。
- 4 芸術・文化行政の推進
 - ・ 芸術・文化の振興及び文化財の保護と活用に努めます。
 - ・ 大庄屋の復元に努めます。
- 5 社会教育施設等の整備
 - ・ 図書館、博物館、市民会館等は、(仮称)市民文化会館に機能をもたせた整備を検討します。

主要事業



- ・ 社会教育・文化行政再構築事業（H23～H26）
- ・ 文化財レスキュー事業（H23）
 - ・ 生涯学習推進事業（H26～）
- ・ 学社連携推進事業（H23～）
 - ・ (仮称)市民文化会館整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 大庄屋復元促進事業（H25～H28） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策5	通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る。
---------	----------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、市民体育館や海洋センター、野球場など、あらゆるスポーツ活動の推進にあたって必要となる拠点施設が改修困難な被害を受けるとともに、学校における校庭や体育館についても、十分な活用の見込みが立たない状態にあります。壊滅的な被害を受けた社会体育・生涯スポーツに係る機能の回復と、生涯を通じたスポーツの拠点となる関係施設・事業を再構築することが必要です。

復興のための施策

1 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成

- ※重点計画「海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成」(再掲)

2 社会体育施設機能の再構築

- スポーツ公園を新たに整備し、高田松原公園にあった野球場、サッカー場等を再整備するとともに、テニスコート等を配置した運動公園として大会誘致や合宿利用が可能な施設規模を検討します。
- 体育館施設は、武道館や温水プール等、総合的な体育施設として(仮称)市民総合体育館の整備を高台に検討します。

3 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツの普及促進と活動機会の拡充を図ります。

4 健康と教育の森ゾーンの形成

- ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」(再掲)

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- 県立野外活動センター整備促進事業(H23~) ※重点計画「海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成」
- スポーツ公園整備事業(H25~) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- (仮称)市民総合体育館整備事業(H24~) ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- スポーツ活動普及振興事業(H23~)

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策6	安全な学校づくりと適正規模化による学校再編、及び高校の整備促進と学校の防災拠点化を図る。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- 今般の大震災により気仙小学校、気仙中学校、小友中学校、広田中学校、高田高等学校が全壊するなど学校施設が甚大な被害を受けるとともに、児童生徒の住居も数多く被

害を受けました。そのため多くの児童生徒が市外へ転出し小中学校の児童生徒数が減少しています。

- ・ 学校の復興にあたっては、当市の将来を担う子どもたちのために、より安全な学校と適切な教育環境を整備する学校再編が必要となります。また、児童生徒の心のケアについても、重要な課題として取り組む必要があります。
- ・ 学校施設については、災害発生時に避難所となることから、防災拠点施設などの機能強化を図る必要があります。

復興のための施策

1 心のケアの充実と就学援助の推進

- ・ 児童生徒が安心して就学できるようにするため、学校、家庭、地域、各種関係機関と連携し、長期にわたって児童生徒の心のサポートを行います。
- ・ 被災した児童生徒に対する就学援助を継続的に進めます。

2 小中学校の再建と学校教育の充実

- ・ 小学校については、将来の児童数の推移を見据えながら、児童の安全と教育環境の充実、さらにはまちづくりとの連動を観点として学校づくり、再編を進めます。
- ・ 中学校については、生徒の安全と教育環境の充実を観点とした学校再編を推進します。
- ・ 学校再編による統合校の新增設を推進します。
- ・ 安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保など児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。
- ・ 未来を担う児童生徒に確かな生きる力を培うため、学力向上や豊かな心の育成、キャリア教育の充実を図ります。

3 高校の整備促進

- ・ 東日本大震災で被災した県立高田高等学校の早期再建に向け、岩手県教育委員会へ早期の計画決定を求めるとともに、市として適地選定等のための協力を図ります。

4 学校、家庭、地域連携による防災教育、防災体制の確立

- ・ 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、防災教育カリキュラムの充実を図ります。

5 防災施設として機能強化した学校づくり

- ・ 災害発生時に防災拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

6 地域コミュニティの拠点施設として役割を果たす学校づくり

- ・ 学校施設の図書館や体育館等を市民と共同で使用するなど、地域コミュニティの拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 学校支援カウンセラー派遣事業（H23～H27）
- ・ 心のケア専門機関利用事業（H23～）

- 各種教育相談（研修）事業（H23～）
- 就学援助事業（H23～）
- 小中学校再編推進事業（H23～）
 - 小中学校施設整備（新增築）事業（H24～）
- 学校施設環境改善（耐震化等）事業（H23～24）
- 教育研究所事業（H23～）
- 県立高田高等学校整備促進事業（H23～H28） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- 防災教育推進事業（H23～）
 - 防災機能強化推進事業（H24～）
 - 学校施設有効活用事業（H24～）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 1	被災農業用地の再生と営農拠点の整備を図り、営農再建の支援による新たな営農体系の確立を図る。
----------	---

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災により被災を受けた農地及び農業用施設は、農地383haのほか農業用施設772箇所、被害金額約190億円の未曾有の大災害となっており、特に水田は市内の作付面積の約7割に当たる被害であり、地盤沈下による排水対策も考慮した災害復旧が必要であり長期化も予想されます。
- 復興に際しては、産業としての農業確立のため、市全体的な土地利用の見直しを進めるとともに、現状復旧に捉われず、高収益作物への作物変換や直接耕地を使用しない高設栽培等の栽培方式の導入を図る必要があります。

復興のための施策

- 被災農地及び農業用施設の早期復旧
 - 国の災害復旧事業による生産基盤の整備の早期着手と早期完了に向けた取り組みを推進するとともに、現状復旧にとらわれず生産性の向上に向けた農地及び農業用施設の復旧整備及び除塩対策を図ります。
- 農業経営再開に向けた農家の所得確保と農業機械、生産資材等の導入支援
 - 農地はもとより、多くの住宅や農業用施設、農機具が被災、流失した現状においては、生産基盤等が復旧するまでの所得確保のため、緊急雇用創出制度等による農業関連への雇用、復興組合を通じた復旧作業を行う農業者への支援などの取り組みを推進します。
 - 農業機械、生産資材等の導入については、国、県の補助制度に市単独事業を加えた一体的な支援により早期の農業経営再開を図ります。
- 農地の有効活用と多角化の推進
 - 震災により農地が減少し、限られた農地を有効活用する必要があることから、自給的農家から担い手農家への利用集積や受委託を促進し、より一層の高収益作物の生産を推進するとともに、多角化を図り、安定した農業経営を確立します。
- 復旧が困難な被災地を利用した栽培技術の推進
 - 地域の減災対策やまちづくりと連動した柔軟な農地利用を進めるとともに、従来の土耕農法に加え、水耕栽培や高設栽培等の耕地を直接使用しない栽培を推進し、除塩対策が難しい農用地等の有効活用と雇用創出を図ります。
- 営農指導拠点施設の再構築と指導体制の強化
 - 全壊した総合営農指導センターを再整備することにより、本市農業振興の拠点施設としての機能を回復するとともに、岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再設置を強く要望し、県が計画する大規模園芸団地の設置と併せ浜田川地内の園芸団地化を推進します。
 - また、早期復旧には、これまで以上の指導、推進体制の整備が重要になることから、関係機関と連携し営農指導体制の強化を図るとともに、農地の利用集積をよりいっそう推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 農地、農業用施設災害復旧事業（H23～H25）
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金事業（H23～H25）
- ・ 被災農家経営再開支援事業（H23～H25）
- ・ 緊急雇用創出事業（H23～H25）
- ・ 被災農地等生産再開対策支援事業（H23～H25）
- ・ 農業経営体強化育成支援事業（H23～H27）
- ・ 農産物直売所開設支援事業（H23～H25）
 - ・ 被災地域農業復興総合支援事業（H24～H26）
- ・ 陸前高田型農業復興支援事業（H23～）
- ・ 振興作物推進事業（H23～）
 - ・ 三陸みらい園芸産地づくり事業（H24～H26）
 - ・ 三陸みらい農業担い手応援事業（H24～）
- ・ 農地利用集積促進事業（H23～H25）
- ・ 営農拠点施設整備事業（H23～H26）
- ・ 太陽光型植物工場誘致推進事業（H23～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」
 - ・ 大規模園芸団地整備事業（H25～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 2	林業・木材産業の再建を図り、木材安定供給体制を確立し、地域木材の利用及び雇用の創出を推進する。
----------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 森林組合の事務所が津波で被災し、現在仮事務所で業務を行っているが、今後震災復興に向け木材の需要が増し、業務量も増加が見込まれることから、組合機能の早期回復が望まれます。
- ・ 震災による林道被害が74箇所、被害額1億1800万円となっており、また市内の製材業者の多くが被災し、木材の供給体制が壊滅的な打撃を受けていることから、木材の安定供給のため林道の早期復旧とともに製材業の復興に向けた支援が必要です。また、復興に向けた木材需要の増加に合わせ、地域木材の利用を促進する必要があります。
- ・ 震災により失業者が増加しており、林業が雇用の受け皿としての役割を期待されています。

復興のための施策

- 1 森林組合の再建支援
 - ・ 津波で被災した森林組合の機能回復のため、財政的支援を行います。
- 2 木材の安定供給体制の確立
 - ・ 地震により発生した林道等の災害復旧を図ります。

- ・ 津波で被災した製材工場の復興に向けた支援を行います。
- 3 地域木材の利用促進
 - ・ 被災者が地域木材を利用して住宅を建設する場合に支援を行い、地域木材の利用促進を図ります。
 - 4 林業への新規就業の促進
 - ・ 新規に林業従事者を雇用した場合等に、所属する事業所に対して支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 森林組合機能回復支援事業 (H23)
- ・ 林道災害復旧事業 (H23~H24)
- ・ 地域木材利用促進事業 (H24~)
- ・ 林業担い手サポート事業 (H23~)

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策3

漁港の整備と営漁の協業化を図り、営漁再建の支援による新たな水産業の活性化を推進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 震災により、本市における漁港、漁村等のインフラ施設をはじめ、漁協事務所、漁船、定置網、養殖施設、種苗生産施設、水産関係施設などに壊滅的な被害を受けました。これらの施設等を早期に復旧整備し、漁協を核とした養殖漁業の協業化等による営漁再建を支援することより、短期間での漁業の再開と水産業の復興を図る必要があります。
- ・ 短期的には、平成23年の秋サケ漁やワカメ養殖等の再開に向け、漁船の安全性確保に必要な漁港機能等の早期復旧、漁協機能の早期回復、共同利用漁船等の整備、定置網、養殖施設及び種苗生産施設等の早期復旧に併せて、漁業者の雇用の場を確保し、漁業再開までの生活を支援します。
- ・ 中長期的には、本格的な漁業、養殖業の復興に向け、継続的・段階的に漁港、漁村や水産関係施設等の復旧、協業体の育成等による担い手の育成・確保、サケやアワビ等のより効率的な種苗生産体制の再構築が必要です。

復興のための施策

1 漁港等の整備

- ・ 漁業再開に向け、漁港機能等の早期復旧を図るため、漁港区域内及び漁場のガレキ撤去や、漁港施設、漁業集落排水施設、防潮堤、海岸保全施設の早期復旧及び段階的整備を進めます。

2 漁協を核とした漁業・養殖業の構築

- ・ 漁協を核とした漁業・養殖業の協業化などの共同利用システム等の構築のため、組合員が共同利用する漁船、漁具、種苗の確保や、養殖施設、さけ・ますふ化場、アワビ等種苗生産施設、漁協事務所、共同利用施設等の復旧や養殖業の復興を推進するた

め共同化による生産の早期再開に必要な経費及び段階的整備を支援し、定置網漁業、養殖漁業などの早期復旧を図ります。

3 漁業者の生活支援と担い手確保

- ・ 漁港のガレキの除去などの緊急的な雇用の確保により、漁業再開までの漁業者の生活を支援します。
- ・ 漁業就業奨励金の交付により、漁業の担い手の確保・育成を図ります。

4 漁業集落環境の整備

- ・ 被災した漁業集落の環境整備を促進します。

5 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成

- ・ ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」(再掲)

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 漁港災害復旧事業 (H23~)
- ・ 水産基盤整備事業 (H23~)
- ・ 漁港整備市単独事業 (H23~)
- ・ 漁業集落排水施設災害復旧事業 (H23~H25)
- ・ 県営漁港等整備事業 (H23~)
- ・ 地域水産物供給基盤整備事業 (H23~H25)
- ・ 漁場復旧対策支援事業 (H23~H24)
- ・ いわての漁業復旧支援事業 (H23)
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業 (H23~H25)
- ・ さけ・ます生産地震災復旧支援事業 (H23)
- ・ 養殖用種苗供給事業 (H23)
- ・ 水産業経営基盤復旧支援事業 (H23~H25)
- ・ 養殖作業用施設整備事業 (H23)
- ・ 水産業共同利用施設復興整備事業 (H23~H25)
- ・ 水産業共同利用施設復旧支援事業 (H23~H25)
- ・ 漁業協同組合等機能回復支援事業 (H23)
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (H23)
- ・ 養殖振興総合支援事業 (H23~)
- ・ 採介藻漁業復旧緊急支援事業 (H23)
- ・ 漁業・養殖復興支援事業 (H23~H24)
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業 (H23~H24)
- ・ 緊急雇用対策事業 (H23~H25)
- ・ 担い手対策事業 (H23~)
- ・ 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給事業 (H23~)
- ・ 漁業近代化資金利子補給事業 (H23~)
- ・ 長部漁港水産加工団地整備促進事業 (H23~) ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」
 - ・ 水産関連業務団地整備促進事業 (H25~H28) ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 4	中小企業・事業所等の再建を支援し、商業集積を図りながら、新たな市街地に活力と魅力のある商業空間の創出を推進する。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 商店街は震災により甚大な被害を受けました。特に、商店街を形成してきた中心市街地が壊滅的な被害を受けたことから、新たに形成される市街地に商業エリアを構築し、賑わいのある集客交流の場の創出を推進します。
- ・ また、多くの中小企業・事業所等が被災したことから、被災資産の修繕や新たな設備投資などを支援し、事業再建を強力に推進する必要があります。

復興のための施策

- 1 中小企業者等の再建・事業拡大支援
 - ・ 被災した中小企業者の事業再開・再建を支援するため、被災した資産の修繕や新たな設備の導入、仮設店舗等の整備に対し支援を行うとともに、岩手産業復興機構等と連携した二重債務解消に向けた支援を行います。
 - ・ 地元商工業者の再建と新規立地企業の事業拡大を促進するため、貸工場や商業共同店舗の整備を促進します。
- 2 商工団体の整備支援
 - ・ 地域の中小企業者に対する相談や指導機能を回復するため、施設整備や体制整備に対する支援を行います。
- 3 商工業の活性化支援
 - ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、商工業の活性化と雇用拡大を図ります。
- 4 商業ゾーンの構築
 - ・ 新たな幹線道路沿いに商業ゾーンを設定し、商店街の創出を図るとともに、新設する道の駅と一体となった集客交流の場の創出を推進します。
- 5 工業ゾーンの構築
 - ・ 商業ゾーンに隣接した地域に工業ゾーンを設定し、醸造業等の地場産業の基盤整備を促進し、地域の雇用創出を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 中小企業等再建支援事業（H23～H25）

- ・ 貸工場・商業共同店舗整備事業（H24～）

- ・商工団体等再建支援事業（H23～H28）
 - ・ 商工会館整備事業（H25～H27）
- ・商工業活性化支援事業（H23～H25）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策5	食関連産業や観光産業の基盤づくりを推進するとともに、新規企業の誘致育成と地場産業再生による雇用の創出を図る。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 小友浦干拓地は跡形もなく壊滅し、干拓地の全域が冠水しました。小友浦は「元に戻す公共事業」を実施し、干潟を再生するとともに、干拓堤防背後地は、新たな土地利用を創出する必要があります。
- ・ 市内の観光施設は、海と貝のミュージアムやシーサイドターミナル等の公共施設11施設、民営の宿泊施設（旅館・民宿）10施設が全壊したほか、本市のシンボルである高田松原海岸や気仙町今泉の歴史的まちなみ、建造物等、地域の貴重な観光資源が失われました。
- ・ 観光は、地元経済の活性化や雇用の創出にも大きな効果が期待されることから、観光産業の早急な復旧・復興に向けた体制の整備と観光施設等の再建、地域資源を組み合わせた新たな観光誘客のスタイル構築が課題となっています。
- ・ 地域産業については、被災前から企業立地環境の充実、既存企業のフォローアップに努めるなど、産業の活性化、雇用の拡大を推進してきましたが、震災により地域産業は大きな打撃をうけ、雇用が失われました。
- ・ 地場産業の復興とともに、新エネルギー関連産業などの成長産業の誘致を進め、新たな産業創出と魅力ある雇用の場の創出を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 小友浦地区・干拓地の干潟再生
 - ・ ※ 重点計画「小友浦地区・干拓地の干潟再生」（再掲）
- 2 観光関連団体の体制整備
 - ・ 観光情報の発信窓口となる観光物産協会の体制を整備、強化します。
- 3 観光施設等の整備
 - ・ 道の駅やスポーツ施設、宿泊施設、海水浴場等の整備促進を図ります。
 - ・ 街中の街路等を活用した「高田市場」、「市日通り」の復活、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードの整備を促進します。
- 4 地域資源を活用した観光誘客の推進
 - ・ 復興支援で生まれた交流の継続と誘客の促進を図ります。
 - ・ 支援団体と連携した復興イベント等の開催と情報発信による地域のイメージアップと観光誘客の回復を図ります。
- 5 誘致企業、地場企業再建支援の拡充
 - ・ 地場企業の再建支援や企業誘致を進めるため企業の設備投資に対する支援を拡充し、

魅力ある就業の場の確保を推進するとともに、新規学卒者の地元雇用拡大、気仙大工後継者の育成など若年者の地元定住を図ります。

6 食品関連企業の誘致推進

- ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援、誘致を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、産業の活性化と雇用拡大を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 小友浦干潟自然再生整備促進事業（H23～） ※重点計画「干拓地の干潟再生」
- ・ 観光物産協会活動支援事業（H23～）
 - ・ 道の駅等観光施設整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 海水浴場海岸環境整備促進事業（H25～）
 - ・ けんか七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
 - ・ 動く七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 市日通り整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 観光誘客推進事業（H23～）
- ・ 企業立地奨励事業（H23～）
- ・ 中小企業設備投資促進事業費補助事業（H23～）
- ・ 企業雇用拡大奨励事業（H23～）
- ・ 就業活動支援事業（H23～）
- ・ 気仙大工後継者育成支援事業（H23～）

第5 環境にやさしいまちづくり

復興基本政策 1	自然エネルギーを活用した新たな食農産業モデルを創出するとともに、環境にやさしい太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害時の活用を図る。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の震災被害を教訓として、非常時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、国や県、民間企業と連携しながら、コミュニティ施設等への設置など、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築していく必要があります。
- また、公共施設や新たに整備する住宅団地等への再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の形成についても検討し、本市の特性や地域資源を生かした環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。
- なお、原発事故による放射性物質の影響が懸念されていることから、市民の安全・安心の確保のための対策を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成
 - ※重点計画「浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成」(再掲)
- 公共施設の太陽光発電施設の導入
 - 学校や公営住宅等の公共施設において、災害時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、太陽光発電と備蓄機能設備を設置し、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築します。
- 太陽光発電所誘致等の推進
 - 市内の被災農地等を有効活用し、太陽光発電所の誘致や電気バス等の導入を検討しながら、再生可能エネルギー関連企業の立地促進を図ります。
- 太陽光発電設備の普及啓発
 - 太陽光を利用した環境にやさしいまちづくりを推進するため、公共施設や新たに整備する住宅団地等への利用拡大を図り、一般家庭への導入支援制度を充実させるとともに、市民に身近な公共施設等への率先導入等を通じて、市民の意識の醸成を図ります。
- 5 未利用木質資源等の利用
 - 間伐材等の未利用木質資源の利活用方策を検討します。
- 6 放射性物質の調査体制の構築と情報開示
 - 学校をはじめとする市内の放射性物質の測定調査を実施し、市民への情報開示を行うとともに、継続的な調査により放射性物質の監視を行います。また、放射線量低減の対策を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- 地下水調査促進事業 (H23~) ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

- 太陽光発電所誘致推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
 - 太陽光発電設備普及事業（H24～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
- 再生可能エネルギー導入推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」

第6 協働で築くまちづくり

復興基本政策 1	地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。
----------	-----------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- この度の東日本大震災で、地域コミュニティは、救援や避難など地域の助け合いの中心となり、様々な活動において重要な役割を果たしました。しかし、地区によっては、コミュニティセンターや自治会館などが流出するなど、地域コミュニティの拠点の整備が重要な課題となっています。
- また、高田地区や今泉地区などでは全壊となった町内会も多く、コミュニティ機能が低下していることから、その再生を促進し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりが必要となっています。

復興のための施策

1 コミュニティの再生

- 被災者の高台等への移転については、これまでのコミュニティが継続できるよう配慮するとともに、これまでの本市の協働の形であるコミュニティ推進協議会を中心として、共に考え、共に行動して協働のまちづくりを推進します。
- 各地区コミュニティ推進協議会は、まちづくりセンター機能として、防災や見守り等地域の支えあい拠点としての充実を図ります。
- 地域の祭りを復興するため、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードやまつり広場の整備を図ります。

2 コミュニティ施設等の整備

- 津波で流されたコミュニティ施設は高台へ移転し、避難所としての役割を果たす防災資材倉庫や健康センターなど地域防災拠点としての機能を持つとともに、診療施設等の他の施設と一体となった整備を図ります。
- 被災した地区の自治会館等の修繕や改築等に対する支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- コミュニティ施設整備事業（H23～）
 - 自治会館等整備事業（H24～）
- コミュニティ活動支援事業（H23～）